

銀行業高度化等会社～概要と 2021 年銀行法改正～

1 銀行業高度化等会社の概要

(1) 子会社業務範囲規制・議決権取得等制限と銀行業高度化等会社

銀行法では、銀行及び銀行持株会社（以下、まとめて「銀行等」といいます）が子会社とすることができる会社について、銀行法上列挙された類型に限定されているほか（銀行法（以下、「法」といいます）16条の2第1項、52条の23第1項）、銀行等が上記類型に該当しない国内の会社の議決権を取得・保有することについても、原則として基準議決権数以下（銀行による場合：子会社と合算して5%以下、銀行持株会社による場合：子会社と合算して15%以下）の取得・保有に制限されています（法16条の4第1項、52条の24第1項）。

本稿のテーマである銀行業高度化等会社は、銀行等によるフィンテック関連企業等への出資・買収を容易にする観点から、2016年銀行法改正¹により、「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」として銀行等の子会社類型として導入されたものであり、この改正により、銀行等は、金融庁長官の認可を受けることを前提に、基準議決権数を超える銀行業高度化等会社の議決権を取得・保有すること（子会社とすることを含む）ができるようになりました（法16条の2第1項12号の3、52条の23第1項11号の3）。

(2) 業務範囲

a 固有業務

銀行業高度化等会社は、その固有の業務として、情報通信技術その他の技術を活用した、①当該銀行の営む銀行業の高度化に資する業務（又はこれに資すると見込まれる業務）及び②当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務（又はこれに資すると見込まれる業務）を営むことができます（法16条の2第1項12号の3等）。

(a)①当該銀行の営む銀行業の高度化に資する業務

当該業務に該当するためには、「当該銀行」すなわち申請銀行²が営む「銀行業」³の高度

¹ 正式名称は「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）」となります。2016年5月25日に成立、同年6月3日に公布、2017年4月1日に施行されました。

² 「申請銀行」とは、銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得・保有することについて金融庁へ認可申請を行う銀行のことを指します。

³ 銀行法上、「銀行業」とは、①預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引

化に資するものでなければならないとされています。よって、例えば、申請銀行以外の銀行が営む銀行業の高度化に資するに過ぎないもの（「当該銀行」に該当しないもの）や、申請銀行が営むコンサルティング業務や人材紹介業務といった付随業務（法10条2項）の高度化に資するに過ぎないもの（「銀行業」に該当しないもの）は、当該業務には当たらないこととなります。

銀行業の「高度化」については、例えば、銀行業の効率性・収益性の改善や、銀行業に係るリスク管理の高度化に資するものが当たるとされています⁴。

当該業務に該当するものとしては、例えば、AI やビッグデータを活用した融資商品やブロックチェーン技術を活用した決済サービスなどのフィンテック関連業務のほか、申請銀行自身が営む銀行業の効率化に資するシステム開発等が挙げられます。

(b)②当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務

当該業務の提供先に関する要件である「当該銀行の利用者」について、銀行法では、「利用者」という用語は、「顧客」（現に取引関係を有する者や既に取引を前提とした接触関係にある者）に加え、将来的に取引を行う可能性のある者も含めた、より幅広い範囲を指す用語として用いられています⁵。また、「当該銀行の利用者」について、申請銀行が営む固有業務（法10条1項）における利用者のみならず、付随業務（法10条2項）や法定他業（法12条）における利用者も含まれ得るとされています⁶。

「利用者の利便の向上に資する」については、例えば、当該業務によって、利用者の経済活動の質が向上するものが当たるとされています⁷、銀行業との親近性が全く認められない業務を営む会社についてまで、銀行業高度化等会社として銀行グループに取り込むことは適当ではないと考えられていることに鑑みれば、例えば、EC モールの運営や後述の地域商社事業として物流を担う業務といった、これまで「他業」として整理されてきた業務を営む場合は、単に、銀行の利用者の経済活動の質を向上させることのみでは足りず、申請銀行

とを併せ行うこと、②為替取引を行うことのいずれかを行う営業とされています（法2条2項）。

⁴ 荒井伴介ほか「資金決済法等の改正法の解説（下）」週刊金融財務事情2019年9月16日号35頁。なお、当該解説は、保有情報の第三者提供業務（法10条2項20号）に関するものですが、「当該銀行の営む銀行業の高度化」という文言の同一性等から参照可能と考えられます。

⁵ 荒井伴介ほか・前掲4・35頁。

⁶ 2017年3月24日付「「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」（<https://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1.html>）15番乃至17番。

⁷ 荒井伴介ほか・前掲4・35頁。

が営む銀行業と組み合わせることによって、銀行の利用者の経済活動の質を向上させることが求められていると考えられます。

b 兼營業務

銀行業高度化等会社は、上記①又は②以外の業務であっても、一定の条件の下で併せ営むことが許容されています。

具体的には、まず、銀行業高度化等会社は、子会社対象銀行等（法 16 条の 2 第 7 項）の業務、従属業務（同条 2 項 1 号）及び金融関連業務（同項 2 号）について、上記①又は②の業務を営むにあたり併せ営む必要があり、かつ業務範囲規制の趣旨を潜脱するおそれがない場合であれば、兼営することが可能とされています⁸。

また、これに該当しない業務であっても、兼営すること自体否定されているわけではありませんが、当該兼營業務の内容が申請銀行の営む銀行業務に弊害を及ぼす場合や、当該兼營業務の規模が上記①又は②の業務の規模に比して著しく大きい場合には、兼営することは認められないとされています⁹。

（3）活用事例

（1）で前述したとおり、銀行業高度化等会社が導入された当初に想定されていたのは、主にフィンテック企業や EC モール運営会社といった IT 関連企業でしたが、地域金融機関からの要望を受け 2019 年 10 月に中小向け監督指針が改正され、「地域商社」が銀行業高度化等会社に該当し得ることが明確化された以降は、地域金融機関による地域商社の設立事例も多く見られるようになりました。なお、「地域商社」とは、中小向け監督指針では、「地方創生や地域経済の活性化等のため、地域の優れた商品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく事業を営む会社」と定義されており（中小向け監督指針Ⅲ－4－7－4（4））、具体的には、商品の仕入れ・販売を行うなど自ら在庫を保有し物流を担う業務や、商品開発に関するコンサルティング、ブランディング・マーケティング支援等の業務がこれに該当します。

最近の活用事例としては、首都圏を中心とした国内向け販路開拓支援のみならず、申請銀行が持つ海外ネットワークを活用した、海外向け販路開拓支援を行う地域商社の設立事例や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会構造や生活様式の変化への対応として、申請銀行自身の IT 化のみならず、申請銀行の取引先企業に対し、業務効率化のための IT 化

⁸ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（以下、「中小向け監督指針」といいます）Ⅲ－4－7－4（2）③、2019 年 10 月 15 日付「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等に関するパブリックコメントの結果等の公表について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20191015-1/20191015-1.html>)40 番。

⁹ 中小向け監督指針Ⅲ－4－7－4（2）③。

支援や売上向上のための EC 販売支援を行うことを目的とした IT 会社への出資事例も多くみられます。

(4) 認可申請手続

a 認可の要否

銀行による銀行業高度化等会社への出資については、他の子会社類型への出資とは異なり、子会社としようとする場合（50%超の出資を行う場合）のみならず、5%超の出資を行う場合においても、金融庁長官の認可を取得する必要がある点に留意する必要があります（法 16 条の 2 第 7 項）。

そして、銀行業高度化等会社への出資に係る認可申請を行う申請銀行は、認可申請書のほか、理由書、申請銀行等の業務・財産・損益の状況を記載した書面、当該認可後における収支の見込みを記載した書面、当該銀行業高度化等会社の業務内容・業務遂行体制等に関する書面など、後述の認可審査基準に適合することを疎明するために必要な資料を金融庁長官に提出することとなります（銀行法施行規則（以下、「規則」といいます）17 条の 5 の 2 第 1 項）。実務上は、認可の正式申請に先立ち、金融庁監督局の担当課や財務局へ事前相談を行い¹⁰、認可審査基準に照らして申請内容に問題がないか、申請書類に不備がないか等を確認することが一般的となっています。

b 認可審査基準

銀行業高度化等会社への出資に係る認可審査基準については、銀行法施行規則において、以下のとおり定められています（規則 17 条の 5 の 2 第 2 項）¹¹。

- ① 申請銀行の資本金の額が当該申請に係る銀行業高度化等会社の議決権を取得・保有するに足りる十分な額であること
- ② 当該申請に係る銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請銀行グループ（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること

¹⁰ 2021 年 7 月 8 日、金融庁は、地域銀行の監督業務の効率化及び地域金融機関における検討期間の短縮化などの観点から、金融庁権限の認可について、事前相談の段階から金融庁及び財務局・財務事務所の合同でのヒアリングを実施する内容の中小向け監督指針改正（案）のパブリックコメントを行いました

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20210708/20210708.html>)。

¹¹ なお、銀行持株会社が申請者となる場合においても、ほぼ同様の審査基準となっています（規則 34 条の 19 の 2 第 2 項）。

- ③ 申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること
- ④ 当該申請の時ににおいて申請銀行グループの収支が良好であり、かつ、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること
- ⑤ 当該認可に係る銀行業高度化等会社はその業務を的確かつ公正に遂行することができること
- ⑥ 申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること
- ⑦ 申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること
- ⑧ 申請銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社の顧客に対し、申請銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること
- ⑨ 申請銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、申請銀行又は当該銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること

上記基準のうち、下線を引いた②、⑧及び⑨は、他の子会社類型における認可審査基準にはない基準であることから、銀行業高度化等会社の認可審査基準は、他の子会社類型における認可審査基準に、②、⑧及び⑨が加重された、より厳格なものであるといえます。

監督指針では、認可審査を実施するにあたり、いかなる場合に上記の基準に該当するかに関する視点・考え方が記載されていますので（中小向け監督指針Ⅲ－４－７－４（２）等）、認可申請を行うにあたっては、当該記載にも留意することがよいと思われます。

特に、地域商社については、中小向け監督指針において、認可審査の留意点等が記載されています（中小向け監督指針Ⅲ－４－７－４（４））。具体的には、自ら在庫を保有し、機能的に物流を担う業務を営む場合は、（i）銀行業と組み合わせることによって利用者の利便が向上することが見込まれ、かつ、（ii）物流を担うことによる他業リスクや利益相反等のおそれが大きくないと認められる必要があるとした上で、（i）及び（ii）の具体例が記載されています。また、地域商社が銀行業高度化等会社として製造や商品加工を直接担うことは、

基本的には想定されず、(i) 地域産品の特性に適した商品企画や流通形態の提供という地域商社の機能として必要不可欠なものに限られ、かつ、(ii) コンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクを含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲に留める必要があるとされています。したがって、地域商社への出資に係る認可申請を行う際は、こういった記載にも留意する必要があります。

2 2021年銀行法改正（銀行業高度化等会社関連）

（1）改正の背景・経緯

我が国においては、人口減少や少子高齢化、低金利環境の長期化といった構造的な課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会構造や生活様式の変化への対応など、金融機関を取り巻く経営環境が急速に変化しており、金融機関には、持続可能なビジネスモデルを構築し、ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える重要な役割を担うことが期待されています。

こうした背景から、2020年9月11日、金融審議会総会において、金融担当大臣より「人口減少など社会経済の構造的な課題や新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、金融システムの安定を確保しつつ経済の回復の持続的な成長に資するとの観点から、銀行の業務範囲規制をはじめとする銀行制度等のあり方について検討を行うこと」との諮問が行われたことを受けて、「銀行制度等ワーキング・グループ」が設置されました。その後、同ワーキング・グループにおいて、審議が行われた後、同年12月22日、検討結果をまとめた報告書「銀行制度ワーキング・グループ報告－経済を力強く支える金融機能の確立に向けて－」（以下、「WG報告」といいます）が公表されました。

2021年銀行法改正は、WG報告で示された業務範囲規制や出資規制等の規制緩和に関する提言等も踏まえて実施されたものです¹²。以下、2021年銀行法改正のうち、本稿のテーマである銀行業高度化等会社に関する改正内容について解説します。なお、本改正を受けた銀行法について、以下、「改正法」といいます。

（2）改正内容

a 業務範囲の拡大

改正法では、銀行業高度化等会社が営むことができる業務の範囲について、これまでの

¹² 正式名称は「『新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律』（令和3年法律第46号）」です。2021年5月19日に成立、同月26日に公布され、施行日は、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」とされています。

「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」に「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務」が追加されたことで、さらに広範な業務を営むことが可能となりました（改正法 16 条の 2 第 1 項 15 号、52 条の 23 第 1 項 14 号）。

b 認可手続の緩和

改正法では、認可手続においても、以下の三つの点で緩和することとしています。

一点目は、銀行又は銀行持株会社が、内閣府令に個別列挙される業務（以下、「一定の高度化等業務」といいます）を営む会社の議決権を取得・保有する場合の認可審査基準について、現状の加重された基準から通常の子会社の認可審査基準と同等のものに緩和するというものです¹³。なお、「一定の高度化等業務」の具体的内容については、以下の業務が規定されることが見込まれています¹⁴。

- ① フィンテック
- ② 地域商社（在庫保有、製造・加工原則なし）
- ③ 自行アプリや I T システムの販売
- ④ データ分析・マーケティング・広告
- ⑤ 登録型人材派遣
- ⑥ A T M 保守点検
- ⑦ 障害者雇用促進法に係る特例子会社が営む業務
- ⑧ 地域と連携した成年後見

二点目は、認定を受けた銀行持株会社（改正法上の「認定銀行持株会社」）が、個別認可を受けずに、持株特定子会社として、特例銀行業高度化等業務を営むことができる制度の新設です（改正法 52 条の 23 の 2 第 6 項乃至 10 項）。銀行持株会社が、認定銀行持株会社の認定を受けるための基準は、内閣府令で定められることになっていますが（改正法 52 条の 23 の 2 第 7 項）、WG 報告では、例示として、財務健全性に関して連結自己資本比率が 10% 以上であること、ガバナンスに関して指名委員会等設置会社であることが提言されています¹⁵。「特例銀行業高度化等業務」の具体的内容についても、内閣府令で定められることになっていますが（改正法 52 条の 23 の 2 第 6 項）、「一定の高度化等業務」と同様の業務が規定さ

¹³ 2021 年 3 月「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案 説明資料」（以下、「金融庁説明資料」といいます）3 頁。

¹⁴ 金融庁説明資料 3 頁。

¹⁵ WG 報告 8 頁注 20。

れることが見込まれています¹⁶。

三点目は、銀行業高度化等会社への出資に係る認可が必要となる場合について、これまで、1(4)aで前述したとおり、一律「基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有するとき」に認可が必要と規定されていましたが、改正法では、銀行業高度化等会社のうち「内閣府令で定める会社」については、「子会社としようとするとき」で足りる旨規定されています(改正法16条の2第4項、52条の23第3項)。この点、「内閣府令で定める会社」の具体的内容については、前述した「一定の高度化等業務」を営む会社との関係性を含め、現時点では明らかになっていませんが、本改正により新たに「50%超の場合のみ認可が必要となる銀行業高度化等会社」といった類型が設けられることとなります。

(3) 今後の展望

本改正は、銀行業高度化等会社の業務範囲を更に拡大しながら、手続要件を一部緩和することによって銀行グループの迅速なビジネス展開を可能にするものであることから、今後、金融機関において、銀行業高度化等会社を活用する動きが更に活性化していくことが見込まれます。

以上

¹⁶ 金融庁説明資料3頁。